

令和7年（ケ）第35号

ご 注 意 く だ さ い

売却物件は，物件4～7のみです。

評価書の物件目録には物件1～7が記載されていますが，売却対象物件となっているのは，物件4～7のみですので，買受けを検討される際はご注意ください。

横浜地方裁判所小田原支部民事部不動産競売係

期 間 入 札 の 公 告

令和 7 年 11 月 12 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 杉 山 優 依

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7 年 12 月 4 日から 令和 7 年 12 月 11 日 午後 5 時 00 分まで
開札期日	日 時 令和 7 年 12 月 17 日 午前 10 時 00 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部売却場
売却決定 期日	日 時 令和 8 年 1 月 6 日 午前 9 時 50 分 場 所 横浜地方裁判所小田原支部民事部
特別売却 実施期間	令和 7 年 12 月 24 日 午前 10 時 00 分から 令和 7 年 12 月 24 日 午後 3 時 00 分まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限 (民事執行規則 33 条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7 年 11 月 12 日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。なお、特別売却実施期間中の買受申出の受付は、午前 10 時から午後 3 時までの間 (ただし、午後 0 時 15 分から午後 1 時までの間を除く。) に行います。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和6年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
4～7	2,720,000 2,176,000	一括	544,000	26,306	4,696
4	2,230,000				
5	50,000				
6	150,000				
7	290,000				



物 件 目 録

- 4 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字道上
 地 番 229番13
 地 目 宅地
 地 積 68.18平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地
- 5 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字道上
 地 番 229番19
 地 目 宅地
 地 積 1.54平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地
- 6 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字道上
 地 番 229番24
 地 目 宅地
 地 積 4.56平方メートル
 (現況)
 地 目 雑種地
- 7 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字道上
 地 番 233番6



物 件 目 録

地 目 宅地

地 積 8.84 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地



物 件 明 細 書

令和 7 年 9 月 25 日

横浜地方裁判所小田原支部民事部

裁判所書記官 杉 山 優 依

1 不動産の表示

【物件番号 4～7】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号 4～7】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号 4～7】

駐車場として使用されている。使用者の占有権限は買受人に対抗できない。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。
- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

物 件 目 録

4 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字道上
 地 番 229番13
 地 目 宅地
 地 積 68.18平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

5 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字道上
 地 番 229番19
 地 目 宅地
 地 積 1.54平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

6 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字道上
 地 番 229番24
 地 目 宅地
 地 積 4.56平方メートル

(現況)

地 目 雑種地

7 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字道上
 地 番 233番6



物 件 目 録

地 目 宅地

地 積 8.84 平方メートル

(現況)

地 目 雑種地



232

令和 7 年（ケ）第 3 5 号（2－2）

令和 7 年 1 1 月 7 日

上 申 書

横浜地方裁判所 小田原支部

裁 判 官 殿

執行官 小野 将太郎 印

頭書事件について競売不動産の現況調査を命ぜられ、現況調査報告書を提出しましたが、同報告書表紙について、記載誤りがあったことが判明しました。つきましては、同報告書表紙の「令和 6 年 5 月 2 2 日提出」と記載されている箇所を、「令和 7 年 5 月 2 2 日提出」と読み替えていただくよう上申します。

令和 7年(ケ)第 35号
令和 7年 4月15日受理
令和 6年 5月22日提出

現況調査報告書 (2 - 2)

横浜地方裁判所 小田原支部
執行官 小 野 将太郎

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|---|---|---------------|
| 4 | 所 | 在 | 足柄下郡湯河原町宮上字道上 |
| | 地 | 番 | 229番13 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 68.18平方メートル |
| 5 | 所 | 在 | 足柄下郡湯河原町宮上字道上 |
| | 地 | 番 | 229番19 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 1.54平方メートル |
| 6 | 所 | 在 | 足柄下郡湯河原町宮上字道上 |
| | 地 | 番 | 229番24 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 4.56平方メートル |
| 7 | 所 | 在 | 足柄下郡湯河原町宮上字道上 |
| | 地 | 番 | 233番6 |
| | 地 | 目 | 宅地 |
| | 地 | 積 | 8.84平方メートル |

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	(住居表示未実施地域)			
土地	物件 4 乃至 7			
現況地目	☐ 宅地 (物件) ☐ 公衆用道路 (物件) ☐ 農地 (物件) ☒ 雑種地 (物件 4 乃至 7) ☐ 山林 (物件) ☐			
形状	☐ 公図のとおり ☒ 地積測量図のとおり (物件 4 乃至 7) ☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 ☐ 上記の者が本土地上に、下記目的外建物を所有し、占有している ☐ 上記の者が駐車場として使用し、占有している ☐ 上記の者が更地の状態で占有している ☒ 上記の者が駐車場を経営している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり ☐			
その他の事項				
執行官保管の仮処分	☒ ない ☐ ある [地方裁判所 支部 令和 年 () 第 号 保管開始日 令和 年 月 日			
建物 (目的外建物)	☒ ない ☐ ある (詳細は「目的外建物の概況」のとおり)			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面 (各階平面図) のとおり ☐ 土地建物位置関係図のとおり			

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等	
陳述者 (当事者等との関係)	陳述内容等
■所有者	1 私は物件4乃至7の土地を駐車場として経営して使用しています。私は物件4乃至7の土地を駐車場として近隣住民に賃貸しており、その方が物件4乃至7の土地に車両を1台駐車しています。なお、駐車場代は月額3,000円です。 2 物件4乃至7の土地について、隣接土地所有者と特に境界に関するトラブルは生じていません。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

執 行 官 の 意 見

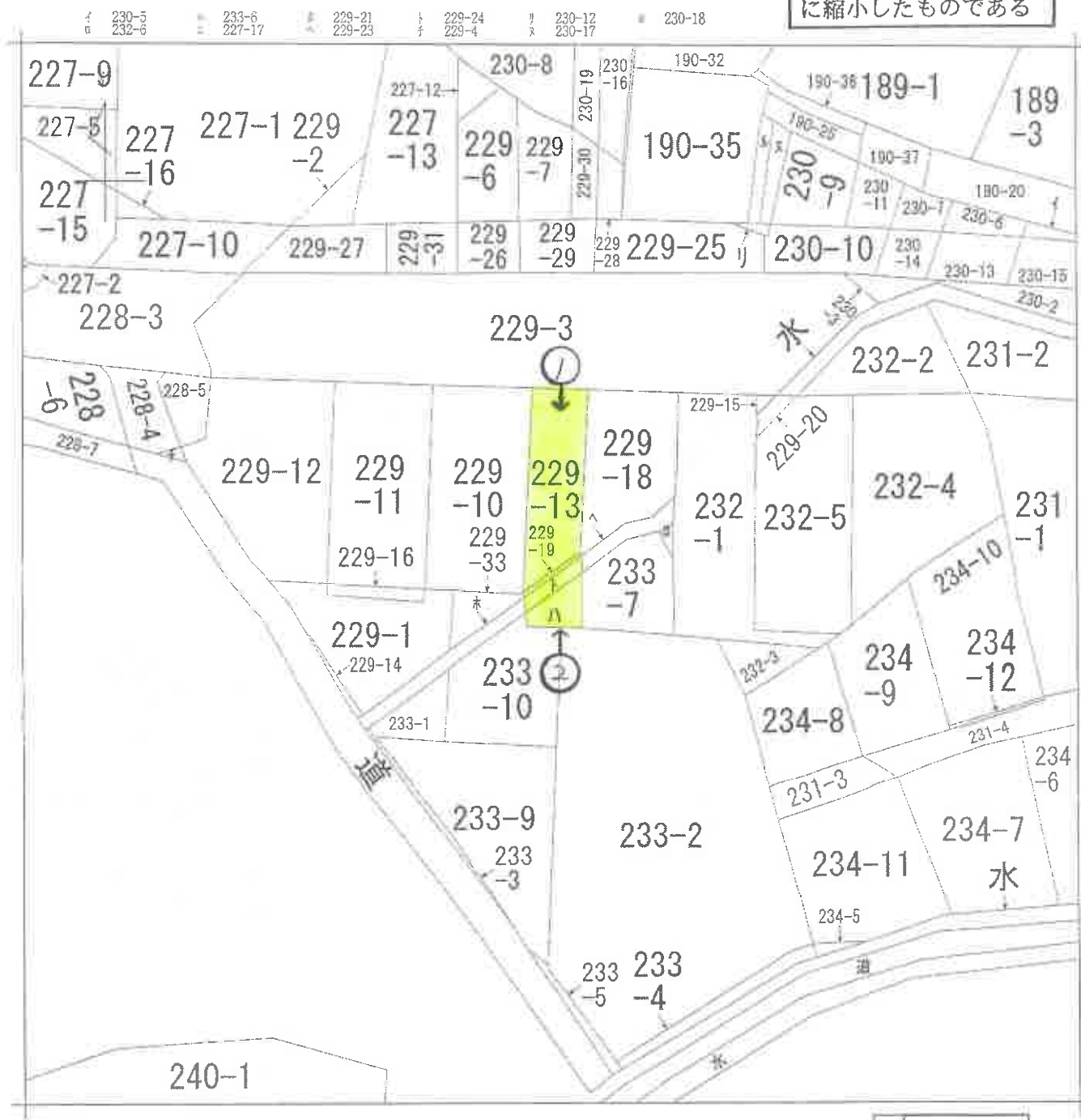
- 1 物件4乃至7の土地の状況は、写真のとおりである。
- 2 物件4乃至7の土地の占有者及び占有状況は2枚目記載のとおりである。物件4乃至7の土地は所有者が駐車場として占有していることが認められる。
- 3 物件4乃至7の土地はいわゆる青空駐車場のような状態であり、区画がされているわけではなかった。
- 4 評価人によると物件4乃至7の土地は、北側で県道に接している。

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
令和7年4月23日(水) 15:46 — 16:00	目的物件所在地	所有者と面談, 物件調査, 写真撮影
令和7年5月8日(木) 14:55 — 15:22	目的物件所在地	所有者と面談, 物件調査(評価人同行)
令和7年5月16日(金) 10:38 — 10:48	横浜地方法務局 西湘二宮支局	土地登記事項証明書受領 建物登記事項証明書交付申請(不存在)
(特記事項) ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていると予想されたので, 立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。 ☐ 令和 年 月 日 目的物件は不在で施錠されていたので, 立会人を立ち会わせ, 技術者に解錠させて建物内に立ち入った。 ☐ 令和 年 月 日 休日・夜間執行許可の提示をした。 ☐		

(注) チェック項目中の調査結果は, 「■」の箇所の記載のとおり

本図面はA3版をA4版に縮小したものである



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



←○は写真撮影位置・方向

請求部分	所在	足柄下郡湯河原町宮上字道上				地番	229番19		
出力縮尺	1/300	精度区分	座標系番号又は記号	分類	地図に準ずる図面		種類	旧土地台帳附属地図	
作成年月日	大正13年3月			備付年月日(原図)			補記事項	地図の縮尺は1/600ですが、1/300に変更して出力しています	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

(横浜地方法務局西湘二宮支局管轄)

令和7年4月21日

横浜地方法務局厚木支局

登記官

請求番号：37-1

(1/1)

(6 枚目)



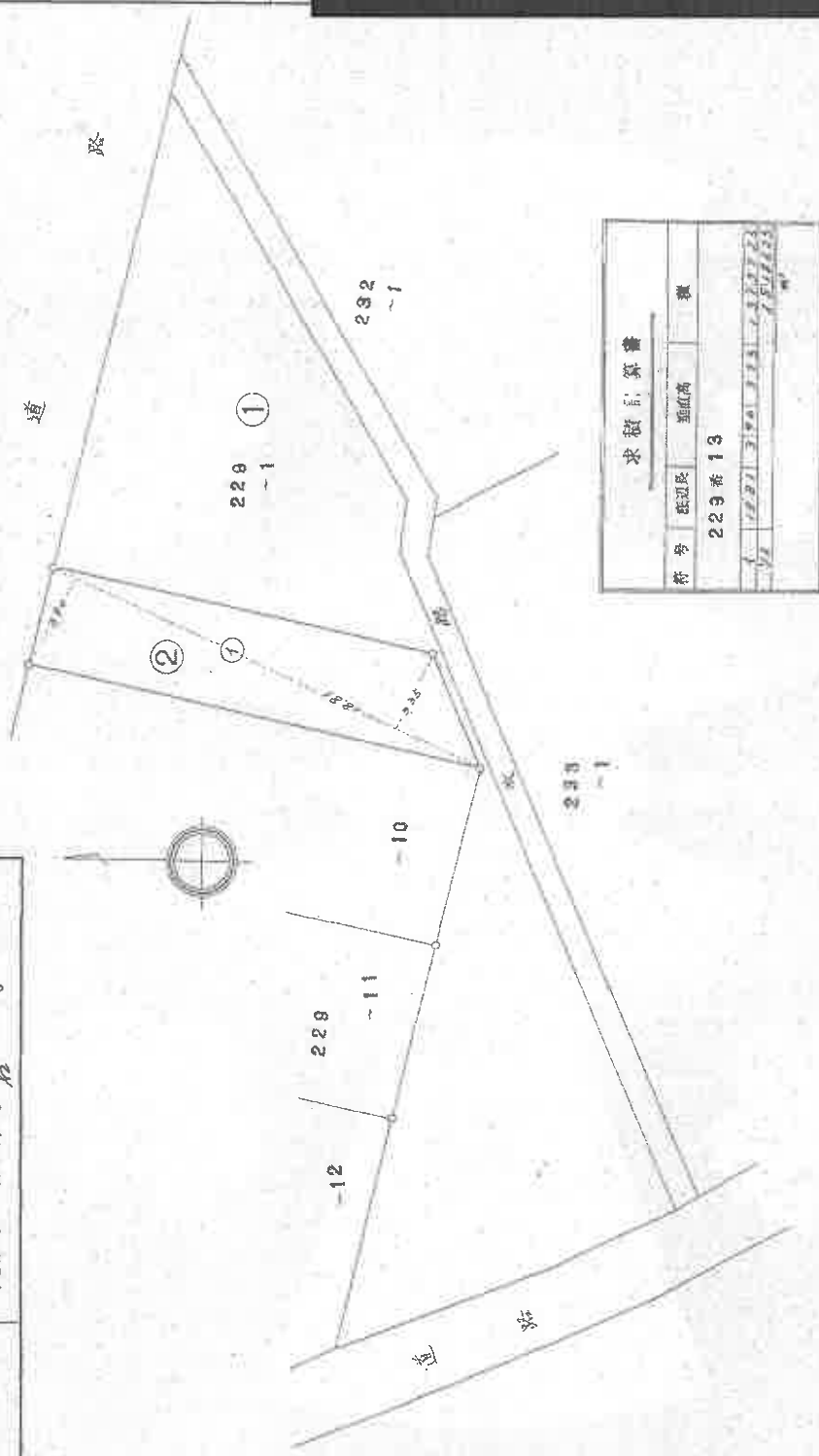
登記年月日 昭和45年7月27日

907448 前 229-1 後・新同一新

土地積測量図

地番	229-1
土地の所在	足柄下郡湯河原町宮上字通上

昭和45年7月26日
製作年月日
製作者



登記年月日：昭和59年8月24日

907452

前 229-1 後・新同 新

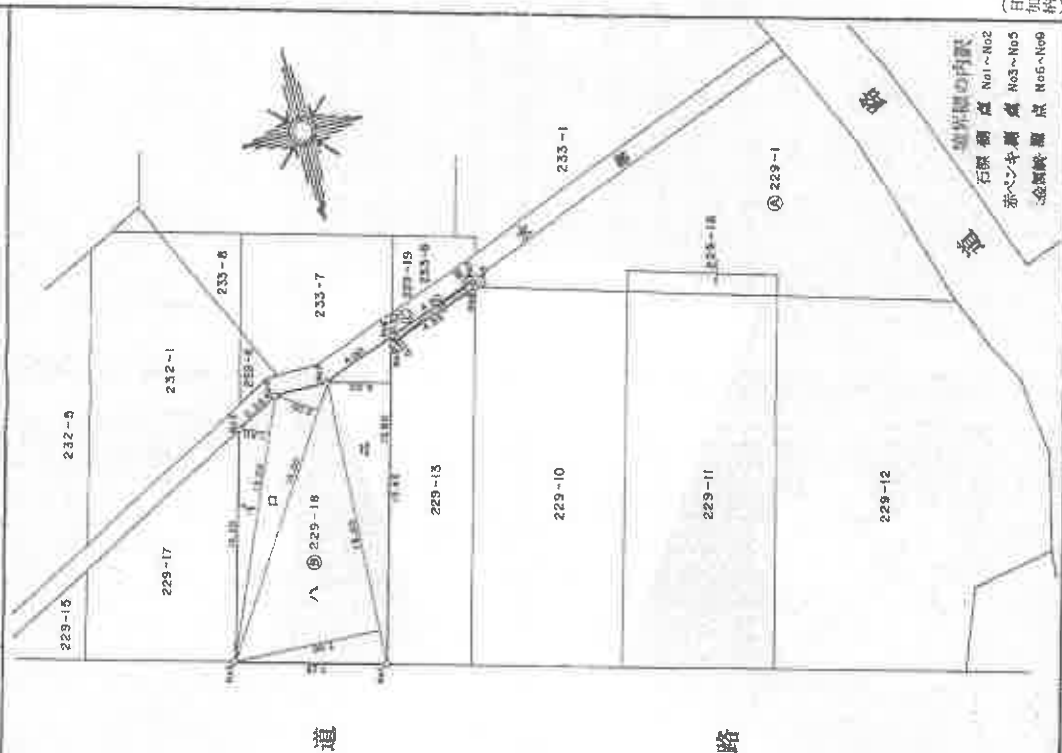
地積測量図

地番 229-18 229-19

土地の所在 足柄下郡湯河原町宮上字道上

③ 求積計算書			
符号	辺長	垂直高	積
イ	13.00	1.50	19.5000
ロ	14.00	2.00	28.0000
ハ	13.80	7.00	96.6000
ニ	15.80	3.20	50.5600
合計			194.6600
1/2			97.3300
地積 97.33 M ²			
④ 求積計算書			
符号	辺長	垂直高	積
ホ	5.15	0.25	3.0900
ヘ			1.5450
地積			1.54 M ²

④ = 230.0005 - (97.3300 + 1.545) = 131.1255



(日測延尺)

測量図の記載
石積 積算 No.1~No.2
赤ペンキ 測量 No.3~No.5
金剛鉄 測量 No.6~No.9

縮尺 1/250

申請人

59年7月23日(作製)

作製者

(日測延尺)

59.8.24

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年2月12日 横浜地方裁判所 西瀬 二宮支局

登記官

(〆 枚目)

測量図 907452

登記年月日：昭和60年1月17日

907457

前 229-21 229-22 229-23 229-24 229-25

地積測量図

地番 ② 229-22 ③ 229-23 ④ 229-24 ⑤ 229-25

土地の所在 足柄下郡湯河原町宮上字道上



道路

⑤ 求積計算書			
符号	底辺長	垂直高	積
イ	10.92	0.81	17.6904
ロ			8.8452
ハ			
ニ			
ホ			
ヘ			
ヘ	2.70	0.60	3.7800
ハ	2.77	0.75	4.0165
ニ	4.70	0.90	7.7550
ホ			15.5515
ヘ			7.77575
ヘ			7.77 M ²
⑥ 求積計算書			
符号	底辺長	垂直高	積
本	5.70	0.80	9.1200
比			4.5600
地			4.56 M ²

④ = 37.57895 - (8.8452 + 7.77575 + 4.5600) = 16.3980

境界線の内訳
赤ペンキ 測点 No1 ~ No7, No10 ~ No12
金剛鋼 測点 No8 ~ No9

(日加米)

作製

年12月23日(作製)

申請人

縮尺

1/250

60.1.17

本図面はA3版をA4版に縮小したものである

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年2月12日 横浜地方方法務局西湘二宮支局

登記官

登記年月日：昭和58年7月26日

907493

前 233-1 後 233-1, 233-6, 233-7

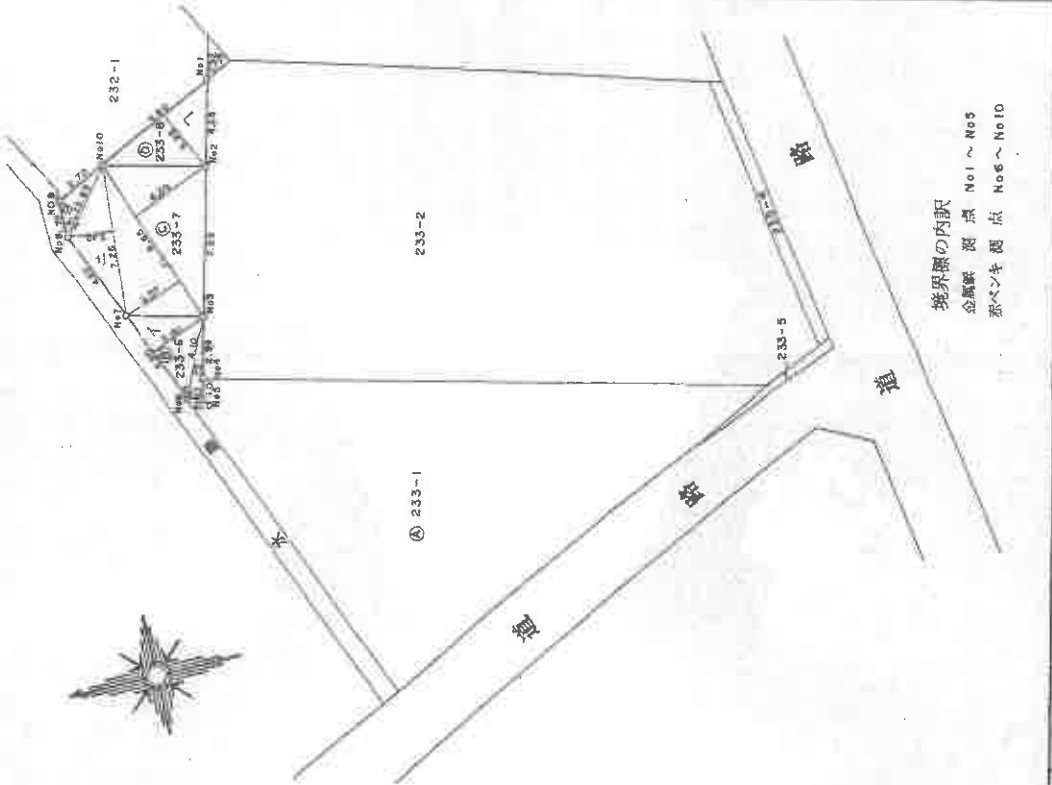
地積測量図

地番 ⑧ 233-6 ⑨ 233-7
⑩ 233-8, 233-1

土地の所在 足柄下郡湯河原町宮上字道上

⑧ 求積計算書			
符号	底辺長さ	垂直高	積
イ	4.90	3.00	14.7000
ロ	4.10	0.73	2.9930
合	計		17.6930
地	積		8.8465
⑨ 求積計算書			
符号	底辺長さ	垂直高	積
ハ	8.65	3.07	61.5880
ニ	7.26	2.12	15.3912
ホ	3.85	1.10	4.2350
合	計		81.2142
地	積		40.6071
⑩ 求積計算書			
符号	底辺長さ	垂直高	積
ヘ	6.60	3.25	21.4500
地	積		10.7250

$$A = 325.33345 - (8.8465 + 40.6071 + 10.7250) = 265.15485$$



境界線の内訳
公算點 No1 ~ No3
赤ペンキ 樹点 No6 ~ No10

縮尺 1/250

申請人

7月20日(作製)

作

59.7.26

これは図面に記載されている内容を証明した書面である。
令和7年2月12日 横浜地方裁判所 四洲二宮支部

登記官

請求番号：54-11

①

本件土地



②

本件土地



令和 7 年（ケ）第 35 号
令和 7 年 5 月 8 日 現地調査
令和 7 年 5 月 30 日 評 価

横浜地方裁判所小田原支部

評 価 書

（物件 4 乃至物件 7）

評価人 不動産鑑定士

今 井 孝

第1 評価額

一 括 価 額 (合計)	
金 2, 7 2 0, 0 0 0 円	
内 訳 価 格	
物 件 4 (土地)	金 2, 2 3 0, 0 0 0 円
物 件 5 (土地)	金 5 0, 0 0 0 円
物 件 6 (土地)	金 1 5 0, 0 0 0 円
物 件 7 (土地)	金 2 9 0, 0 0 0 円

- ① 一括価格は、物件4乃至物件7の各不動産について、一括売却（民事執行法第61条本文）を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- ② 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

第2 評価の条件

1. 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は、内覧制度によるほかは物件の内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

2. 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については考慮していない。
3. 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
4. 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法 58条 4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件の表示

物件 番号	登 記	現 況
4	次頁物件目録記載のとおり	地 目 雑種地
5		地 目 雑種地
6		地 目 雑種地
7		地 目 雑種地
特 記 事 項		
なし		

* 現況欄に記載のない事項については、ほぼ登記記載と同じである。

物 件 目 録

- 1 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字入谷

地 番 247 番 16

地 目 宅地

地 積 95.09 平方メートル
- 2 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字入谷

地 番 247 番 4

地 目 宅地

地 積 70.60 平方メートル
- 3 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字入谷 247 番地 16、247 番地 4

家屋 番号 247 番 16

種 類 居宅 店舗

構 造 鉄骨造スレート葺 3 階建

床 面 積

1 階	129.32 平方メートル
2 階	98.08 平方メートル
3 階	81.86 平方メートル
- 4 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字道上

地 番 229 番 13

地 目 宅地

地 積 68.18 平方メートル
- 5 所 在 足柄下郡湯河原町宮上字道上

物 件 目 録

	地 番	2 2 9 番 1 9
	地 目	宅地
	地 積	1. 5 4 平方メートル
6	所 在	足柄下郡湯河原町宮上字道上
	地 番	2 2 9 番 2 4
	地 目	宅地
	地 積	4. 5 6 平方メートル
7	所 在	足柄下郡湯河原町宮上字道上
	地 番	2 3 3 番 6
	地 目	宅地
	地 積	8. 8 4 平方メートル

第4 目的物件の位置・環境等

1. 土地の概況及び利用状況等（物件4乃至物件7）

位 置 ・ 交 通	J R 東海道本線「湯河原」駅の西方約 1.8km（道路距離）、バス停「宮上」の東方約 50m（同前）で、徒歩約 1分	
付 近 の 状 況	県道沿いに、店舗併用住宅、飲食店、営業所、一般住宅等が混在する路線商業地域。	
主な公法上の 規 制 等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分 用途地域 建 蔽 率 容 積 率 防 火 規 制 その他の規制	非線引都市計画区域 商業地域 80%（準防火地域に付基準建蔽率 90%） 400% 準防火地域 ①景観計画、景観条例等（商業系用途③に該当） ②宅地造成等工事規制区域
画 地 条 件	規 模 形 状 間 口 ・ 奥 行 地 勢	（4筆合計）83.12㎡ 細長いほぼ長方形 間口約 4m、奥行約 20.7m 南向きに緩やかに下り傾斜。東側隣接地とはほぼ等高に接面し、西側隣接地は目的土地より約 0～ 0.8m高い。南側隣接地との間にコンクリート製の高い塀があり、接面状況等高低差は不明である。
接面道路の状況	北側幅員約 12m舗装県道（湯河原箱根仙石原線：建築基準法第42条1項）とほぼ等高に約 4m接面している。	
土地の利用状況等	一体となって土地所有者が駐車場を経営している。 所有者によれば、物件4乃至物件7の土地を駐車場として近隣住民に賃貸しており、その方が物件4乃至物件7の土地上に車両を1台駐車しています。駐車場代は月額3,000円です。 物件4乃至物件7の土地について、隣接土地所有者と特に境界に関するトラブルは生じていません。 令和7年5月8日：立入調査	

供給処理施設	上 水 道	なし（県道内に本管が通っている。）
	都 市 ガ ス	なし（県道内に本管が通っている。）
	下 水 道	なし（県道内に本管が通っている。）
特 記 事 項	① 町下水道課によれば、下水道の引き込みには事前相談及び協議等が必要である。 ② 物件4乃至物件7の土地はいわゆる青空駐車場のような状態であり、区画がされているわけではなかった。 ③ 目的物件は、湯河原町洪水ハザードマップの浸水想定区域に該当しており注意を要する。	

第5 評価額算出の過程

1. 基礎となる価格

① 物件4乃至物件7（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件 番号	標準画地 価 格 (円/㎡)	個別 格 差	更地価格 (円/㎡)	地 積 (㎡)	建 付 減 価	建付地価格 (円)
4	77,800	60	46,700	× 68.18	× 1.0	= 3,180,000
		100				
5	77,800	60	46,700	× 1.54	× 1.0	= 70,000
		100				
6	77,800	60	46,700	× 4.56	× 1.0	= 210,000
		100				
7	77,800	60	46,700	× 8.84	× 1.0	= 410,000
		100				

標準画地価格：標準画地価格は下記の規準価格を中心に、その他の価格資料等を斟酌して決定した。

基準地 湯河原（県）5－1

$$\begin{array}{ccccccc}
 \text{基準地価格} & & \text{時点修正} & \text{標準化補正} & & \text{地域格差} & \text{標準画地価格} \\
 76,200\text{円/㎡} & \times & \frac{100}{100} & \times & \frac{100}{101} & \times & \frac{100}{97} = 77,800\text{円/㎡}
 \end{array}$$

◇時 点 修 正：令和6年7月1日から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：基準地は背面道等で若干優れ、総合格差で上記の通り。

◇地 域 格 差：基準地の所在地域は目的物件の地域に比して、ほぼ同様の街路条件、環境条件、法規制（用途地域）等であるが、交通接近条件等でやや劣り、総合格差で上記の通り。

◇個 別 格 差：目的物件は、形状（細長い長方形）、間口狭小、供給処理施設の引き込みがないこと等で著しく劣り、総合格差で上記の通り。

◇建 付 減 価：必要なしと判断した。

2. 評価額の判定

前記1により求めた価格を基に、所要の修正を施して、下記のとおり評価額を求めた。

① 評価額

物件番号	基礎となる価格 (円)	土地利用権等 価格の控除及び加算 (円)	占有 減価 修正	市場性 修正	競売市 場修正	その他 の控除	評 価 額 (円)
4	3,180,000			× 1.0	× 0.7		= 2,230,000
5	70,000			× 1.0	× 0.7		= 50,000
6	210,000			× 1.0	× 0.7		= 150,000
7	410,000			× 1.0	× 0.7		= 290,000
一括価格（合計）							= 2,720,000

占有減価修正：必要なし。

市場性修正：必要なし。

競売市場修正：－30%と判定した。

その他の控除：必要なし。

第6 参考価格資料

1. 基準地価格 湯河原（県） 5－1

所 在：足柄下郡湯河原町宮上字道中 3 7 1 番 1 2 外

価 格：76,200円／m²

位 置：J R 東海道本線「湯河原」駅の西方約 2.4km

価 格 時 点：令和6年7月1日

地 積：92m²

供給処理施設：水道、ガス、下水

接 面 街 路：北東 11.9m 県道、背面道

用 途 指 定 等：非線引都市計画区域

商業地域（建蔽率 80%、容積率 400%）準防火地域

地 域 の 概 要：飲食店、営業所等が建ち並ぶ県道沿いの商業地域

2. 固定資産税評価額（令和6年度）

物件4 2, 2 0 1, 9 4 1 円

物件5 4 9, 7 3 5 円

物件6 1 4 7, 2 6 9 円

物件7 2 8 5, 4 9 6 円

第7 附属資料の表示

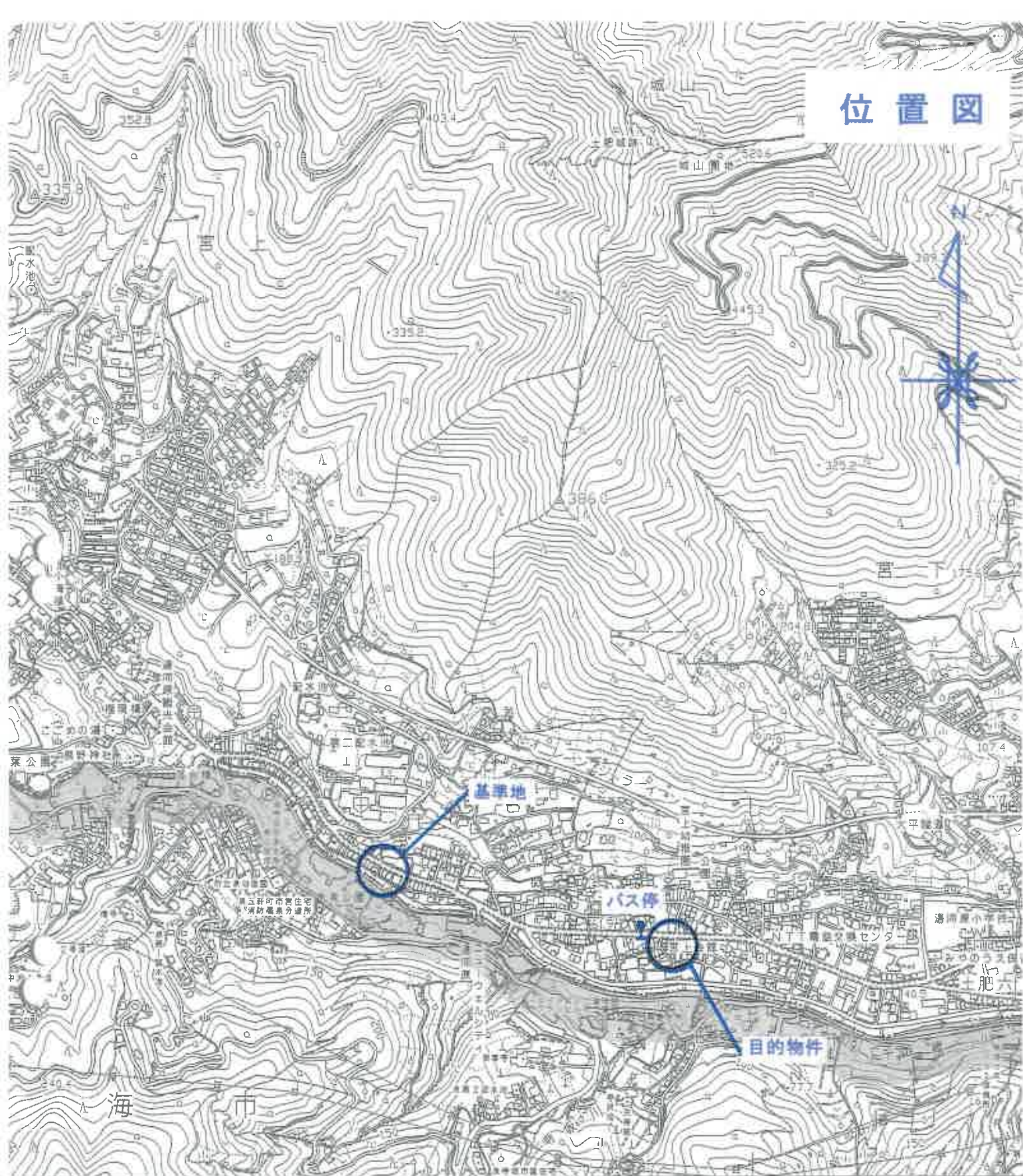
位置図

公図写（目的物件をA4判へ抜粋したものである。）

地積測量図写（本図面はA3判からA4判へ縮小したものである。）

以 上

位置図



イ 230-5
ロ 232-6

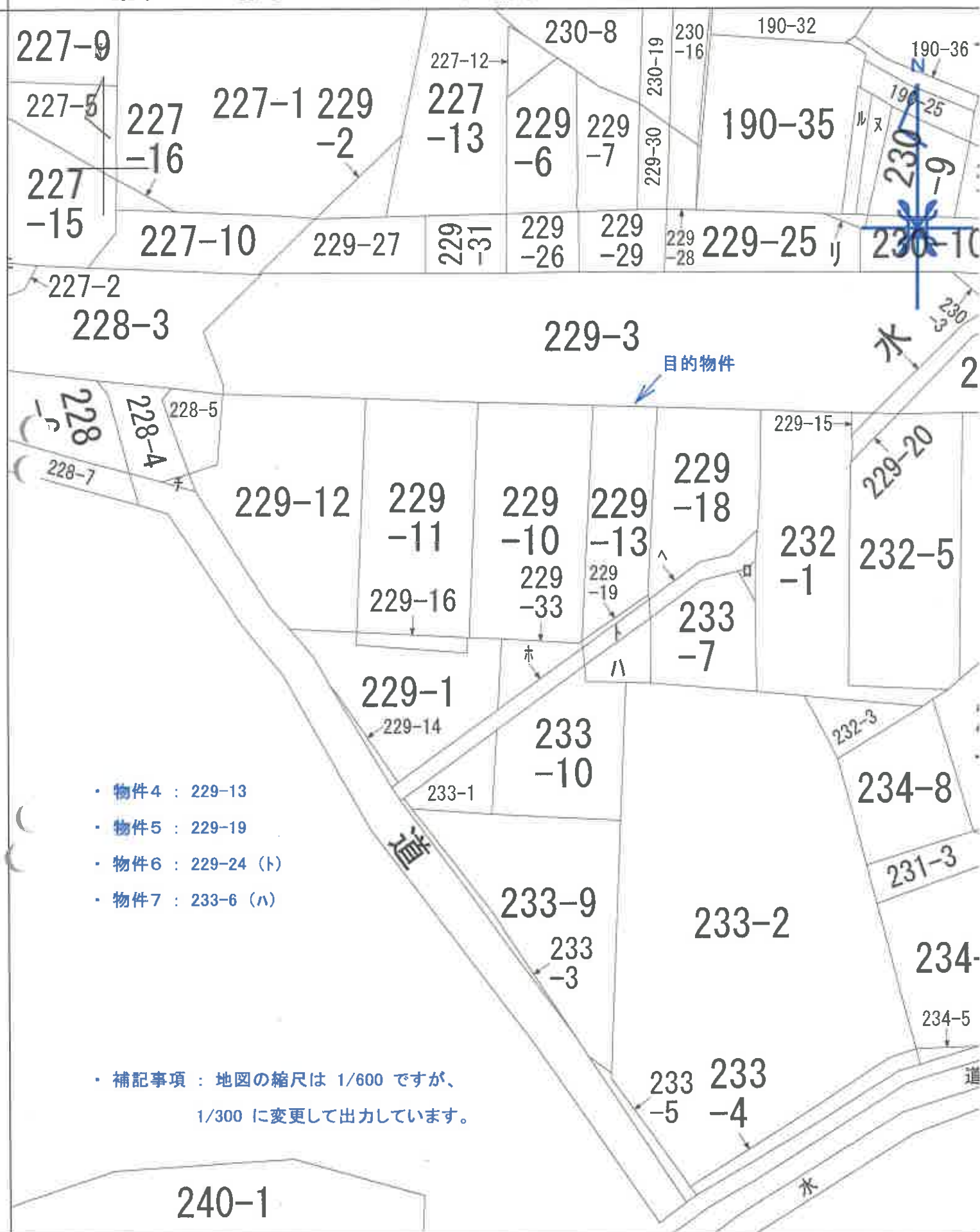
ハ 233-6
ニ 227-17

ホ 229-21
ヘ 229-23

ト 229-24
チ 229-4

リ 230-12
ヌ 230-17

ル 230-18



- ・ 物件4 : 229-13
- ・ 物件5 : 229-19
- ・ 物件6 : 229-24 (ト)
- ・ 物件7 : 233-6 (ハ)

・ 補記事項 : 地図の縮尺は 1/600 ですが、
1/300 に変更して出力しています。

登記年月日：昭和45年7月27日

907448

前 229-1 後・新同一・新

土地積測量図

地番 229-13

土地の所在 足柄下郡湯河原町宮上寺通上

昭和45年7月26日
製作年月日

製作者



(日測速10)

縮尺 1/200 1/

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

昭和45.7.27

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月12日 横浜地方裁判所西湘・宮文局

登記官

請求番号 54-8

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 4

登記年月日：昭和59年8月24日

907452

前 229-1 後 新同 新

地積測量図

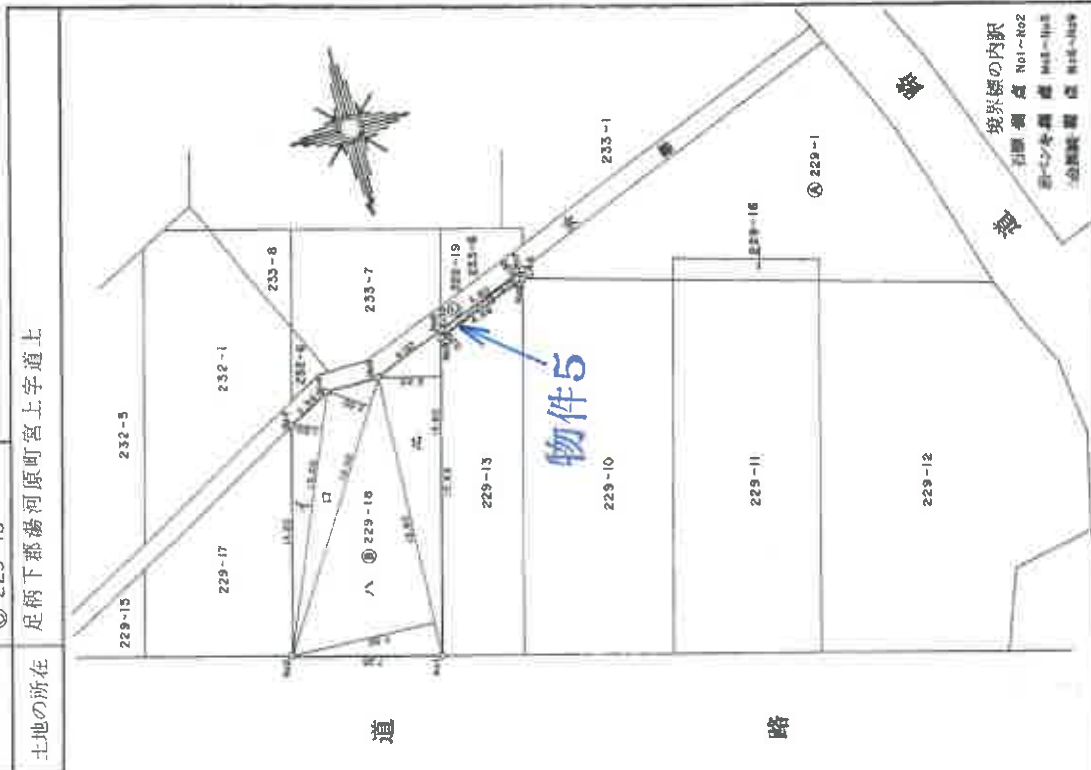
地 番 ② 229-18 229-19

土地の所在 足柄下郡湯河原町宮上字道上

④ 求積計算書			
符号	底辺長さ	垂直高さ	積
イ	13.00	1.50	19.5000
ロ	14.00	2.00	28.0000
ハ	13.80	7.00	96.6000
ニ	15.80	3.20	50.5600
合 計			194.6600
1/2			97.3300
地 積			97.33 M ²

⑤ 求積計算書			
符号	底辺長さ	垂直高さ	積
ホ	5.15	0.25	0.35
ヘ			3.0900
1/2			1.5450
地 積			1.54 M ²

④ : $230.0005 - (97.3300 + 1.545) = 131.1255$



作製者

昭和59年7月23日作成

申請人

縮尺 1/250

(日本土地測量士会会章用紙)

59.8.24

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月12日 横浜地方方法務局 西瀬二 宣支局 登記官

登記官

請求番号：54-9

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 5

登記年月日：昭和60年1月17日

907457

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年2月12日 横濱地方法務局西郷宮支局

登記官

請求番号：54-10

前 229-21 後 229-21、229-23、229-24、232-1

地積測量図

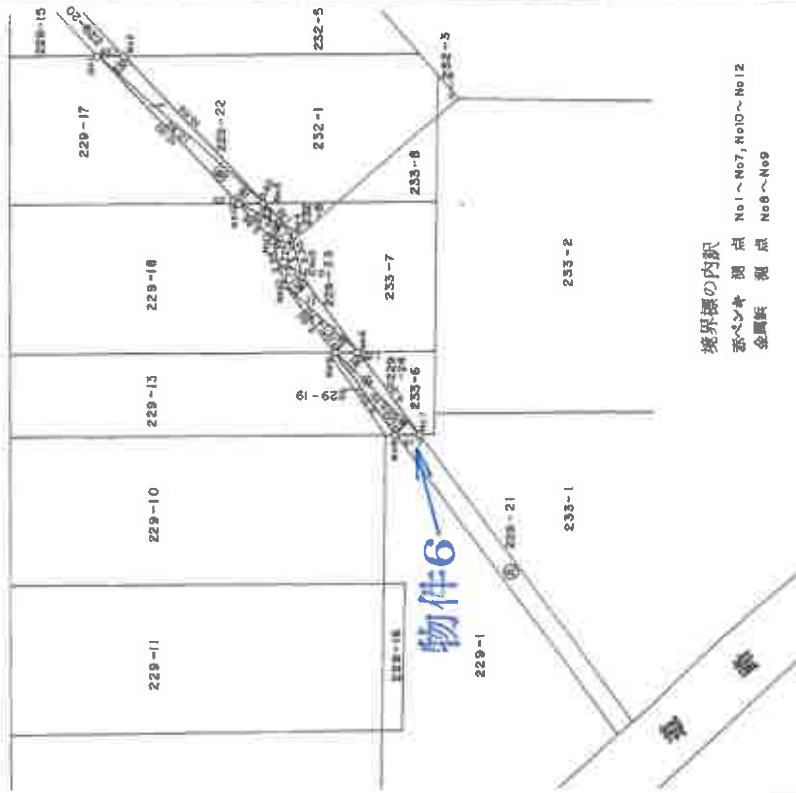
地番 ⑧229-22 ⑨229-23
⑩229-24 ⑪229-21
土地の所在 足柄下郡海河原町宮上字道上



道 路

⑤ 求積計算書			
符号	底辺長さ	垂直高	積
イ	10.92	0.81	0.81
ロ			17.6904
ハ			8.8432
ニ			8.84M ²
⑥ 求積計算書			
符号	底辺長さ	垂直高	積
イ	2.70	0.60	0.80
ロ			3.7800
ハ	2.77	0.75	0.70
ニ	4.70	0.90	0.75
合計			15.5515
地積			7.77575
⑦ 求積計算書			
符号	底辺長さ	垂直高	積
イ	5.70	0.80	0.80
ロ			9.1200
ハ			4.5600
地積			4.56M ²

⑧ = 37.57895 - (8.8432 + 7.77575 + 4.5600) = 16.3980



境界標の内訳
赤ペンキ 測点 No1～No7, No10～No12
金属板 測点 No8～No9

作製者

昭和59年12月23日作製

申請人

縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 6

60.1.17

登記年月日：昭和59年7月26日

907493

前 233-1 後 233-1, 233-1, 233-6, 233-7

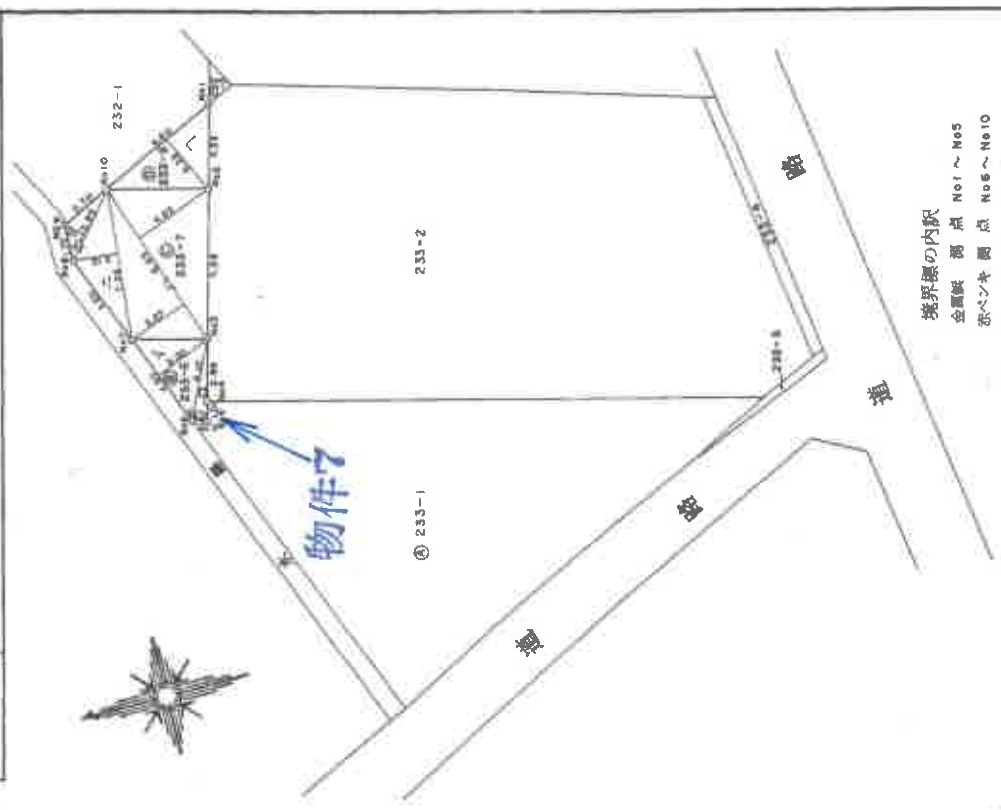
地積測量図

地 番 ⑧ 233-6 ⑨ 233-7
⑩ 233-8, 233-1

土地の所在 足柄下郡湯河原町宮上字道上

⑤ 求積計算書			
符号	底辺長	高さ	積
イ	4.90	3.00	14.7000
ロ	4.10	0.73	2.9930
合 計			17.6930
地 積			8.8465
⑥ 求積計算書			
符号	底辺長	高さ	積
ハ	8.65	3.07	4.05
ニ	7.26	2.12	15.3912
ホ	3.85	1.10	4.2350
合 計			81.2142
地 積			40.6071
⑦ 求積計算書			
符号	底辺長	高さ	積
ヘ	6.60	3.25	21.4500
地 積			10.7250

$A = 325.33345 - (8.8465 + 40.6071 + 10.7250)$
 $= 265.15485$



作製者

昭和59年7月20日作製

申請人

縮尺 1/250

(日本土地家屋調査士会連合会用紙)

59.7.26

請求番号：54-11

本図面は、A3判を A4判に縮小したものである。

物件 7